



市 章

大津市公報

平 成 2 4 年 6 月 1 日
第 2 1 0 7 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
77 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
111 道路の区域の変更について.....	5
112 道路の供用の開始について.....	6
120 公印の印影を縮小したものの印刷について.....	6
121 地縁による団体に係る告示事項の変更について.....	6
122 街区の区域の変更について.....	6
123 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について.....	7
124 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者として指定したものとみなされた事業者について... 7	
125 障害者自立支援法による指定特定相談支援事業者の指定について.....	8
126 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出について.....	8
127 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について.....	9
128 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について.....	9
129 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について.....	9
130 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について.....	10
131 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について.....	10
132 平成24年度の国民健康保険料に係る保険料率等について.....	10
公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	12
監 査 委 員 規 程	
1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程.....	12

規 則

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第77号

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成21年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「又は外国人登録済証明書」を削る。

様式第 1 号の23、様式第 5 号及び様式第12号中

「

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号子に規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住	所

「すべて」を「全て」に改める。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に、

相続人

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

相続人

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所

(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	所 在 地

役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 7 に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

「すべて」を「全て」に改める。

様式第 15 号及び様式第 17 号中「あて先」を「宛先」に、

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号八に規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号二に規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

に、

を

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	所 在 地

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

に、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号二に規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

大津市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成24年5月15日から同月31日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。平成24年5月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道中2101号線	大津市比叡平一丁目字広小場1063番19地先から 大津市比叡平一丁目字広小場1063番19地先まで	変更前	最小 8.6～最大20.4	20.5
		変更後	最小 8.6～最大20.4	20.5
市道東0807号線	大津市関津一丁目字上橋場1178番1地先から 大津市関津一丁目字上橋場1178番1地先まで	変更前	最小 2.4～最大 4.0	47.0
		変更後	最小 4.0～最大 5.2	47.0

(平成24年5月15日揭示済)

大津市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成24年5月15日から同月31日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
平成24年5月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道中2101号線	大津市比叡平一丁目字広小場1063番19地先から 大津市比叡平一丁目字広小場1063番19地先まで	平成24年5月15日
市道東0807号線	大津市関津一丁目字上橋場1178番1地先から 大津市関津一丁目字上橋場1178番1地先まで	平成24年5月15日

（平成24年5月15日揭示済）

大津市告示第120号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

職 印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長之印	1	福祉政策課長	方14ミリメートル	児童手当支払通知書

大津市告示第121号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変 更 年 月 日
下横木町自治会	主たる事務所の所在地 大津市横木一丁目10番8号 代表者の氏名及び住所 氏名 松井 繁 住所 大津市横木一丁目10番8号	平成24年5月6日
白百合自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 松下 良子 住所 大津市羽栗一丁目6番5号	平成24年4月1日

大津市告示第122号

住居表示を実施した区域について、次のとおり街区の区域を変更するので、大津市住居表示に関する条例（昭和38年条例第15号）第2条の規定により告示する。

なお、関係書類は、大津市役所市民部戸籍住民課に備え、一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

1 区域を変更する街区

町 名	街 区
滋賀里三丁目	28、29、33
滋賀里四丁目	9、19
柳川二丁目	1、6
大平二丁目	3、4

2 実施期日 平成24年 6 月 1 日

大津市告示第123号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成24年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
大津市社会福祉事業団木戸障害者相談支援センター	大津市木戸709番地	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	平成24年4月1日	2570100137
相談支援事業所ひびき	大津市唐崎三丁目1番15号	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1番1号	平成24年4月1日	2570100103
（やまびこ総合支援センター内）生活支援センター	大津市馬場二丁目13番50号	大津市	大津市御陵町3番1号	平成24年4月1日	2570100129
地域生活サポートセンターじゅぷ	大津市一里山二丁目2番8号	特定非営利活動法人りあん	大津市一里山二丁目2番8号	平成24年4月1日	2570100111

大津市告示第124号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第 1 項の規定に基づき、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた者を次のとおり告示する。

平成24年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	事業所番号
大津市社会福祉事業団木戸障害者相談支援センター	大津市木戸709番地	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	地域移行支援・地域定着支援	2530100086
相談支援事業所ひびき	大津市唐崎三丁目1番15号	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1番1号	地域移行支援・地域定着支援	2530100029
医療法人藤樹会精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷	大津市桜野町一丁目10番5号	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18番41号	地域移行支援・地域定着支援	2530100045
ゆい相談所	大津市逢坂一丁目14番14号	有限会社ゆいゆい	大津市逢坂一丁目14番21号	地域移行支援・地域定着支援	2530100037

大津市障害者生活支援センターいるか	大津市におの浜四丁目 2 番 33 号	社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会	大津市におの浜四丁目 2 番 33 号	地域移行支援・地域定着支援	2530100094
(やまびこ総合支援センター内)生活支援センター	大津市馬場二丁目 13 番 50 号	大津市	大津市御陵町 3 番 1 号	地域移行支援・地域定着支援	2530100060
医療法人藤樹会障害者相談生活支援センターやすらぎ	大津市中庄一丁目 15 番 18 号	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目 18 番 41 号	地域移行支援・地域定着支援	2530100110
地域生活サポートセンターじゅぶ	大津市一里山二丁目 2 番 8 号	特定非営利活動法人りあん	大津市一里山二丁目 2 番 8 号	地域移行支援・地域定着支援	2530100052
障がい児者相談センターみゅう	大津市一里山四丁目 27 番 35 号	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町 270 番地の 3	地域移行支援・地域定着支援	2530100011

大津市告示第125号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
大津市社会福祉事業団木戸障害者相談支援センター	大津市木戸 709 番地	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号	平成24年4月1日	2530100086
相談支援事業所ひびき	大津市唐崎三丁目 1 番 15 号	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘 1 番 1 号	平成24年4月1日	2530100029
医療法人藤樹会精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷	大津市桜野町一丁目 10 番 5 号	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目 18 番 41 号	平成24年4月1日	2530100045
大津市障害者生活支援センターいるか	大津市におの浜四丁目 2 番 33 号	社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会	大津市におの浜四丁目 2 番 33 号	平成24年4月1日	2530100094
(やまびこ総合支援センター内)生活支援センター	大津市馬場二丁目 13 番 50 号	大津市	大津市御陵町 3 番 1 号	平成24年4月1日	2530100060
医療法人藤樹会障害者相談生活支援センターやすらぎ	大津市中庄一丁目 15 番 18 号	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目 18 番 41 号	平成24年4月1日	2530100110
地域生活サポートセンターじゅぶ	大津市一里山二丁目 2 番 8 号	特定非営利活動法人りあん	大津市一里山二丁目 2 番 8 号	平成24年4月1日	2530100052
障がい児者相談センターみゅう	大津市一里山四丁目 27 番 35 号	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町 270 番地の 3	平成24年4月1日	2530100011

大津市告示第126号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから所在地の変更の届出があった。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地		自立支援医療の種類	医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後			
わたなべ湖西ク リニック	大津市坂本三丁 目33番55号	大津市下阪本六 丁目38番11号	育成医療及び更生医療	腎臓に關す る医療	平成24年 3月5日

大津市告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

事業所 の名称	事業所 の所在地	申請者の名称 及び代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	サービス の種類	指定 年月日	介護保険 事業所番号
ゆりデイサ ービス大津	大津市国分 一丁目4番 1号	株式会社l'oiseau blue 代表取締役 西原 崇浩	奈良市左京 一丁目8番 地の33	通所介護	平成24年 5月1日	2570103297
デイサービ ス栗林の郷	大津市栗林 町10番1号	株式会社M I Cシルバーサ ービス 代表取締役 前川 健	高島市今津 町南新保 423番地8	通所介護	平成24年 5月1日	2570103305
サークルチ ャオ	大津市比叡 辻二丁目18 番17号	三方良株式会社 代表取締役 山下 太志	大津市比叡 辻二丁目18 番17号	通所介護	平成24年 5月1日	2570103156
訪問看護ス テーション モック	大津市秋葉 台13番5号	医療法人緑生会 理事長 中山 厚彦	大津市大石 淀三丁目8 番23号	訪問看護	平成24年 5月1日	2560190213

大津市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

事業所 の名称	事業所 の所在地	申請者の名称 及び代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	サービス の種類	指定 年月日	介護保険 事業所番号
小規模多機能 型居宅介護グ リーングラス 富士	大津市秋葉 台13番5号	医療法人緑生会 理事長 中山 厚彦	大津市大石 淀三丁目8 番23号	小規模多機 能型居宅介 護	平成24年 5月1日	2590100323

大津市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

事業所 の名称	事業所 の所在地	申請者の名称 及び代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	サービス の種類	指定 年月日	介護保険 事業所番号
ケアプランセ ンターいきい き	大津市茶戸 町17番3 - 106号	株式会社ウエルネス・プラ ンニング 代表取締役 藪内 義雄	草津市追分 町191 - 2	居宅介護支 援	平成24年 5月1日	2570103289

大津市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。
平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ゆりデイサービス大津	大津市国分一丁目4番1号	株式会社l'oiseau blue 代表取締役 西原 崇浩	奈良市左京一丁目8番地の33	介護予防通所介護	平成24年5月1日	2570103297
デイサービス栗林の郷	大津市栗林町10番1号	株式会社M I Cシルバーサービス 代表取締役 前川 健	高島市今津町南新保423番地8	介護予防通所介護	平成24年5月1日	2570103305
訪問看護ステーションモック	大津市秋葉台13番5号	医療法人緑生会 理事長 中山 厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	介護予防訪問看護	平成24年5月1日	2560190213

大津市告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
小規模多機能型居宅介護グリーングラス富士	大津市秋葉台13番5号	医療法人緑生会 理事長 中山 厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年5月1日	2590100323

大津市告示第132号

平成24年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「国民健康保険料の賦課額」という。）の保険料率並びに国民健康保険料の賦課額の減額に係る額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項（第18条第3項において準用する場合を含む。）、第13条の5の5第3項（第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）及び第13条の9第3項（第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月1日

大津市長 越 直 美

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	介護納付金賦課額の保険料率
所得割	100分の6.7	100分の2.3	100分の2.2
被保険者均等割	1人について 24,900円	1人について 8,100円	1人について 8,700円
世帯別平等割	1世帯について 17,700円	1世帯について 5,700円	1世帯について 4,500円

2 条例第18条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の賦課額の減額に係る額

	基 礎 賦 課 額	後期高齢者支援金 等 賦 課 額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号アに規定する額	17,430 円	5,670 円	6,090 円
条例第18条第1項第1号イに規定する額	12,390 円	3,990 円	3,150 円
条例第18条第1項第2号アに規定する額	12,450 円	4,050 円	4,350 円
条例第18条第1項第2号イに規定する額	8,850 円	2,850 円	2,250 円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	4,980 円	1,620 円	1,740 円
条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,540 円	1,140 円	900 円

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年5月10日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市北大路一丁目11番9号 中村 尚代	大津市北比良字野986番32	632.64㎡	平成24年 5月8日	第1046号

（平成24年5月10日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年5月11日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市別保三丁目9番25号 山田 嘉和	大津市富士見台字野海道819番1	1,377.31㎡	平成24年 5月10日	第1047号

（平成24年5月11日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年5月21日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市唐橋町8番8号 株式会社タツケン 代表取締役 佐敷 好一	大津市石山寺四丁目字別所252番 1及び253番1	2,111.48㎡	平成24年 5月18日	第1048号

（平成24年5月21日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年5月22日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市桐生一丁目12番28号 池田 寛、池田 純子	大津市桐生一丁目字初記谷465番 2	413.85㎡	平成24年 5月18日	第1049号

（平成24年5月22日揭示済）

監 査 委 員 規 程**大津市監査委員規程第1号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程を次のように定める。

平成24年6月1日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘
同 山 田 米 子
同 草 川 肇
同 瀧 奥 修 利

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、大津市監査委員の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。
（要望等の報告等）

第2条 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等（申請を除く。以下この条において同じ。）が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

特に重要なもの 代表監査委員

重要なもの 事務局長

定例又は簡易なもの 次長

（コンプライアンス推進員）

第3条 監査委員事務局に置くコンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。

（コンプライアンス推進本部の本部員等）

第4条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号。以下「規則」という。）第16条第4項の規定により監査委員事務局から選任される本部員は、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により監査委員事務局から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

3 規則第16条第4項の規定により監査委員事務局から選任される幹事は、次長の次席の職にある者をもって充てる。

（その他）

第5条 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。